



日本看護研究学会中国・四国地方会

ニュース・レター No.11

2003. 8. 18

発行 中国・四国地方会事務局 (愛媛県立医療技術短期大学内)
〒791-2101 愛媛県伊予郡砥部町高尾田 543
FAX089-958-2177 (代) E-mail nakanisi@ehime-chs.ac.jp



地方会活動の分離独立！

かねてよりプロジェクト委員会（メンバー：深井喜代子、道重文子、網島ひづる、中西純子〔中国・四国〕、玄田公子、泉キヨ子、西田直子、平河勝美〔近畿・北陸〕）を組織して検討中であった会員数の増加に伴う地方会活動の分離独立問題は、平成14年度総会において、平成15年度以降、それぞれ独立して地方会活動を行うことが決定しました。

新プロジェクト会議の発足

については、世話人会の組織や会則の見直しを含めて、中国・四国地方会活動の今後の活動方針について検討していくため、新たに各県より2～4名の委員を選任し新プロジェクト会議を発足することとなりました。選任方法は世話人代表に一任の上、以下のとおり決定しています。

平成15年度日本看護研究学会中国四国地方会プロジェクト会議委員

県	氏名	所属	県	氏名	所属
岡山	深井喜代子*	岡山大学医学部保健学科	愛媛	中西純子**	愛媛県立医療技術短期大学
	池田敏子			野村美千江	
	横手芳恵	岡山県立大学保健福祉学部		阪本恵子	愛媛大学医学部看護学科
	柳 修平	川崎医療福祉大学医療福祉学部	香川	猪下 光	香川大学医学部看護学科
広島	田中清美	広島県立保健福祉大学		舟越和代	香川県立医療短期大学看護学科
	宮腰由紀子	広島大学医学部保健学科	徳島	道重文子	徳島大学医学部保健学科
	大羽こずえ	県立広島病院看護部		吉永純子	
山口	田中愛子	山口県立大学看護学部看護学科		高知	水口靖美
	藤澤怜子	山口大学医学部保健学科	梶本市子		高知女子大学看護学部看護学科
島根	小倉之子	島根医科大学医学部看護学科	高知		片岡万里
	古賀美紀			藤田晶子	
鳥取	宮脇美保子	鳥取大学医学部保健学科	* 世話人代表		
	平松喜美子		**事務局		
	谷垣静子				



第一回プロジェクト会議開催

1. 中国四国地方会の今後の運営方針について

1) 今後の地方会行事について

これまでは近畿・北陸と合同で、学術集会とセミナーの両方を開催してきましたが、1年にふたつの事業は負担が大きいため、学術集会に絞って開催していくこととします。



平成15年度（第17回）学術集会ならびに総会開催予定
日時：平成16年3月7日（日）9:15～16:00
会場：鳥取大学医学部保健学科棟
実行委員長：宮脇美保子（鳥取大学）
メインテーマ：「行動する看護職」

*まもなく演題募集の案内が発送されます。

2) 地方会活動の公開について

本年5月に、日本看護研究学会本会のHP(<http://jsnr.umin.jp>)が開設され、その一部に「地方会」がありクリックすると各地方会の情報にアクセスできるようになりました。そこで、本地方会としても学術集会の案内や抄録の一部掲載など情報発信の場としてHPの開設を検討していく予定です。

重要議案

3) 世話人の規定および選出方法について

<問題提起>

これまで、世話人会は近畿・北陸地方会と合同で開催してきましたが、中国・四国地方会からの出席は常に数名と少なく、事業主催の関係者が単発で出席することはあっても、それが世話人として継続はされず、継続して参加し続けている世話人は2、3名という現状でした。このままでは世話人会の成立自体が危うく、すなわち、地方会活動の存続が難しくなります。

中国・四国地方会会則の第4条（世話人）1）には、世話人会の構成員は、“日本看護研究学会役員および本地方会会員有志による”とあります。従って、評議員・理事は自動的に世話人会の構成員ということになりますが、そのことをご存知ない方もあり、これまで案内は出しても世話人会への出席は皆無の方もあります。また、その他の構成員は“有志”という形をとっているために、参加は任意で強制力がありません。

<提案>

世話人会の構成員の規定、選出方法を改定し、“世話人会は、（有志ではなく）別途選任される固定の役員により構成される”こととする。



Memo 県別会員数

岡山	211
広島	125
香川	97
愛媛	71
山口	51
鳥取	33
高知	31
徳島	28
島根	19
その他	6
合計	672

(2003年6月)

＝以下は交わされた議論＝

- ・構成員は新たに独立して活動しようという再スタートの時期でもあり、積極的に実働してもらえる人が望ましい。
- ・公平な選出方法としては独自に選挙することが考えられるが、費用がかかりすぎ、本学会からの補助金だけではその他の活動が維持できなくなる。
- ・評議員は選挙で選出された地区の代表役員であるので、評議員に構成員になってもらうことが最も理に叶っている。
- ・県ごとに会員数はかなり異なり、また評議員の所属県にも偏りがあるが、今後地方会全体の活性化を目指していくには、各県から役員が選出されていることが望ましい。
- ・選挙でなく、評議員からでもない方法で、意図的に役員を選任する場合には、どのような選び方をするのが最も問題が少ないか、各県、各組織によっても事情が異なる。

以上のような議論を踏まえ、折衷案として次のように決定しました。

①地方会役員には、中国・四国地区選出の評議員のうち、1／3を含むこととする。

1／3の選出方法は、評議員の互選による。

②①以外に、各県から2名の役員を選出する。選出方法は、各県のプロジェクト委員に一任する。

③役員の任期は3年間とする。

これについて会員の皆様からご意見を募りたいと思います。疑問点、賛成・反対意見、新たな提案などありましたら、9月19日までに、FAXもしくはメールにて事務局までご連絡ください。

<今後の予定>

第二回プロジェクト会議(10月5日予定)を経て、平成16年3月7日の総会で決定します。従って、役員が決定するのは、平成16年4月以降となります。それまでは、現プロジェクト委員が世話人に該当し、地方会の運営を担っていきます。



会告

日本看護研究学会中国・四国地方会世話人代表の任期が平成 16 年 3 月 31 日をもって満了となります。従って、平成 15 年度において、次期世話人代表を選出するため、選挙を行いますのでお知らせ致します。

尚、選挙管理委員は、上杉純美氏（愛媛県立医療技術短期大学）、高津由紀氏（愛媛大学医学部）にお願いし、平成 14 年度総会にてご承認いただいております。

世話人代表任期 平成 16 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日

平成 15 年 8 月 18 日

日本看護研究学会
中国・四国地方会
世話人代表
深井喜代子

日本看護研究学会中国・四国地方会会則

第 4 条（世話人）

- 3) 世話人代表は、本地方会会員の投票により日本看護研究学会中国・四国地区選出役員の中から選出し、本地方会の運営に関する会務を総理し、日本看護研究学会との連絡にあたる。
- 6) 世話人代表の任期は 3 年とし、再任は妨げないが、3 選を禁止する。

尚、上記会則により、平成 16 年度から日本看護研究学会の中国・四国地区評議員・理事になれる方が自動的に地方会の世話人代表候補となります。評議員選挙（現在実施中）は 10 月 1 日で締め切られ、結果は 12 月に判明する予定ですので、地方会の世話人代表選挙は平成 16 年 1 月早々に実施を予定しております。